⑤　悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出、法違反又は法違反の可能性の高い食品等の不正輸入等、犯罪があると思料するときは、告発をするとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

⑥　違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については１年間に限り公表する。）。また、違反者の名称等の公表に併せ、違反食品の廃棄等又は回収の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

⑸　関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の推進

本省及び検疫所は、ホームページ、厚生労働省公式ＳＮＳ（Social Networking Service）等を活用し、輸入食品等の安全性確保に関する情報を分かりやすく、広く国民へ積極的に提供するとともに、意見交換会を実施し、リスクコミュニケーションの推進に努める。

①　モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。

また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

②　二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国段階の衛生管理対策の推進等のため実施した、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づく協議を含む二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

③　本計画に基づく監視結果の公表

本省は、本計画に基づくモニタリング検査及び検査命令等の検査の実施状況並びに検査結果の概要、監視指導結果の年度推移、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等について、翌年度の８月を目途に公表する。また、４月から９月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

④　食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、監視指導計画に対する意見募集（パブリックコメント）を実施するほか、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁と連携して意見交換会を開催し、輸入食品監視指導計画案の内容、監視指導の状況等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換し、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努める。

⑤　その他

検疫所は、消費者を対象とした見学の受入れ等を実施し、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

⑹　その他監視指導の実施のために必要な事項

①　食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導又は試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

②　検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、モニタリング検査等が適正に実施されるよう、地方厚生局の助言を得て、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第１

食　品　群	検査項目※1	項目別件数※2	延検査件数※2
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,200	4,580
	残留農薬	1,200	
	添加物	100	
	病原微生物	650	
	成分規格等	400	
	放射線照射	30	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	2,250	10,900
	残留農薬	1,650	
	添加物	1,250	
	病原微生物	3,700	
	成分規格等	2,050	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	2,050	5,420
	残留農薬	1,450	
	添加物	300	
	病原微生物	1,200	
	成分規格等	300	
	遺伝子組換え食品	60	
	放射線照射	60	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,850	18,550
	残留農薬	3,450	
	添加物	1,600	
	病原微生物	3,800	
	成分規格等	5,850	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,200	17,300
	残留農薬	10,000	
	添加物	550	
	病原微生物	1,400	
	成分規格等	350	
	カビ毒	2,300	